

学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度について

- ・原則として、「身体障害者手帳」又は「療育手帳」の写しで確認します。手帳をお持ちでない場合、医師の診断書が必要です。
- ・LD（学習障害）、ADHD（注意欠如・多動性障害）等の発達障害、又は精神障害（精神障害者保健福祉手帳の交付者）は下記「障害の程度」に該当しません。そのため、特別支援学級に在籍されている場合を除き、制度の対象には該当しません。

区分	障害の程度
視覚障害者	<p>両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難[※]な程度のもの</p> <p>※ 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること</p>
聴覚障害者	<p>両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの</p>
知的障害者	<p>1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>
肢体不自由者	<p>1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p>
病弱者	<p>1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療^{※1}又は生活規制^{※2}を必要とする程度のもの</p> <p>2 身体虚弱の状態が継続して生活規制^{※2}を必要とする程度のもの</p> <p>※1 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない</p> <p>※2 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること</p>